

選択的夫婦別姓制度の審議を求める意見書

平成 30 年（2018 年）2 月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えた国民は 66.9%，反対の 29.3%を大きく上回り，特に多くの人が初婚を迎える 30～39 歳における賛成・容認の割合は 84.4%に上る。

また，同年 3 月 20 日の衆議院法務委員会において，夫婦同姓を義務づけている国は，世界で日本だけであることを法務省が答弁。男女同権の理念の通り，平成 15 年（2003 年）から日本政府に対して改善勧告を続けてきた国連女性差別撤廃委員会は，平成 28 年（2016 年）3 月の第 7 回及び第 8 回報告に対する最終見解において，改めて「女性が婚姻前の姓を保持できるよう夫婦の氏を選択に関する法規定を改正すること」を求めている。

平成 8 年（1996 年）2 月 26 日に法制審議会が民法改正を答申してから 24 年が経過しようとしているが，いまだ選択的夫婦別姓制度を導入する法改正の見通しは立っていない。最高裁判所は平成 27 年（2015 年）12 月 16 日に，夫婦同姓規定を合憲とする一方，「選択肢が設けられていないことの不合理的」については裁判で見出すことは困難とした上で，「国会で論ぜられ，判断されるべき事柄にほかならない」と，民法の見直しを国会に委ねた。しかし 3 年以上にわたって議論が進まないために，平成 30 年（2018 年）には選択的夫婦別姓を求める裁判が 4 件も提起されている。

平均初婚年齢が 30 歳前後の現代においては，婚姻前に個人名で信用・実績・資産を築く人が増えています。改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や，法的根拠のない旧姓の使用で不利益・混乱が生じる例は多く，それを避けるために結婚を諦める人，事実婚を選ばざるを得ない人が一定数いることは事実である。家族のあり方が多様化する今，最高裁判決の趣旨を踏まえて議論を進め，適切な法的選択肢を用意することは，国及び国会の責務であると考えます。

よって狛江市議会は政府等に対し，選択的夫婦別姓を可能とする法制度の

改正に向け、積極的な議論を推進するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年（2020年）6月17日

東京都狛江市議会

令和2年6月17日 原案可決

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣様
衆議院議長
参議院議長